

大網白里町障害福祉計画 第3期

平成24年3月

大網白里町

目次

第1章 計画概要	1
1 計画策定の趣旨	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画策定の目的	1
2 自立支援システムの概要	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画策定の基本的事項	5
(1) 基本理念	5
(2) サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	6
5 計画の期間	7
6 計画達成状況の点検及び評価	7
第2章 障害者を取り巻く状況	9
1 障害者数の推移	9
第3章 サービスの実績と見込み	13
1 平成26年度の移行目標値	13
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	13
(2) 福祉施設から一般就労への移行	14
2 各サービスの実績と見込量及びその確保方策	15
(1) 訪問系サービス	16
(2) 日中活動系サービスの充実	18
(3) 居住系サービス	23
(4) その他の障害福祉サービス	25
3 地域生活支援事業	26
(1) 計画値と実績値	27
(2) 見込量	28
4 見込量の確保のための方策	29
(1) 相談支援事業	29
(2) コミュニケーション支援事業	29
(3) 日常生活用具給付等事業	29
(4) 移動支援事業	29
(5) 地域活動支援センター事業	29
(6) その他の地域生活支援事業	30

第 1 章 計画概要

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

我が国では、障害者の完全参加と平等を実現するために、今日まで、障害者施策が総合的に展開されてきました。

平成18年4月1日には、身体・知的・精神と障害ごとに展開されてきた障害者施策を一元化して、利用者本位のサービス体系への再編、就労支援の抜本的強化、支給決定の透明化・明確化、安定的な財源の確保を図ることを目的とした、「障害者自立支援法」が施行されました。

「障害者自立支援法」では、精神障害を含め、すべての障害のある人に共通の制度の下で一元的に福祉サービスを提供できるよう、施設・事業のサービス体系を再編するとともに、サービスを利用する人々がサービスの利用量に応じて一定の負担をすることと併せ、国と地方自治体が費用負担をすることをルール化して財源を確保し、計画的な福祉サービスの提供システムを構築することを目指しています。さらに、障害のある人々の地域における自立した生活や社会活動などを支えるため、市町村において、相談支援・移動支援・コミュニケーション支援といった地域生活支援事業を実施し、地域の実情に応じたサービス提供体制の強化を図ることが求められています。

また、この法律で市町村障害福祉計画の策定が義務づけられ、平成22年12月には「障害者制度改革推進本部における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）」が成立し、利用者負担額の見直しや相談支援の更なる充実等が図られているところです。

(2) 計画策定の目的

「大網白里町障害福祉計画」は、平成18年度に「第1期障害福祉計画（平成18～20年度）」、平成20年度に「第2期障害福祉計画（平成21～23年度）」を策定しており、本計画第2期の計画期間終了に伴う見直し計画となっています。

本町には、3障害の種別ごとに特化した社会福祉法人等の社会資源があります。これら町内の社会資源と近隣圏域でのネットワークの強化を図ることにより、それら資源を最大限に活用したケアマネジメント体制、障害福祉サービスの提供体制、障害者の地域移行に向けた体制整備を推進します。

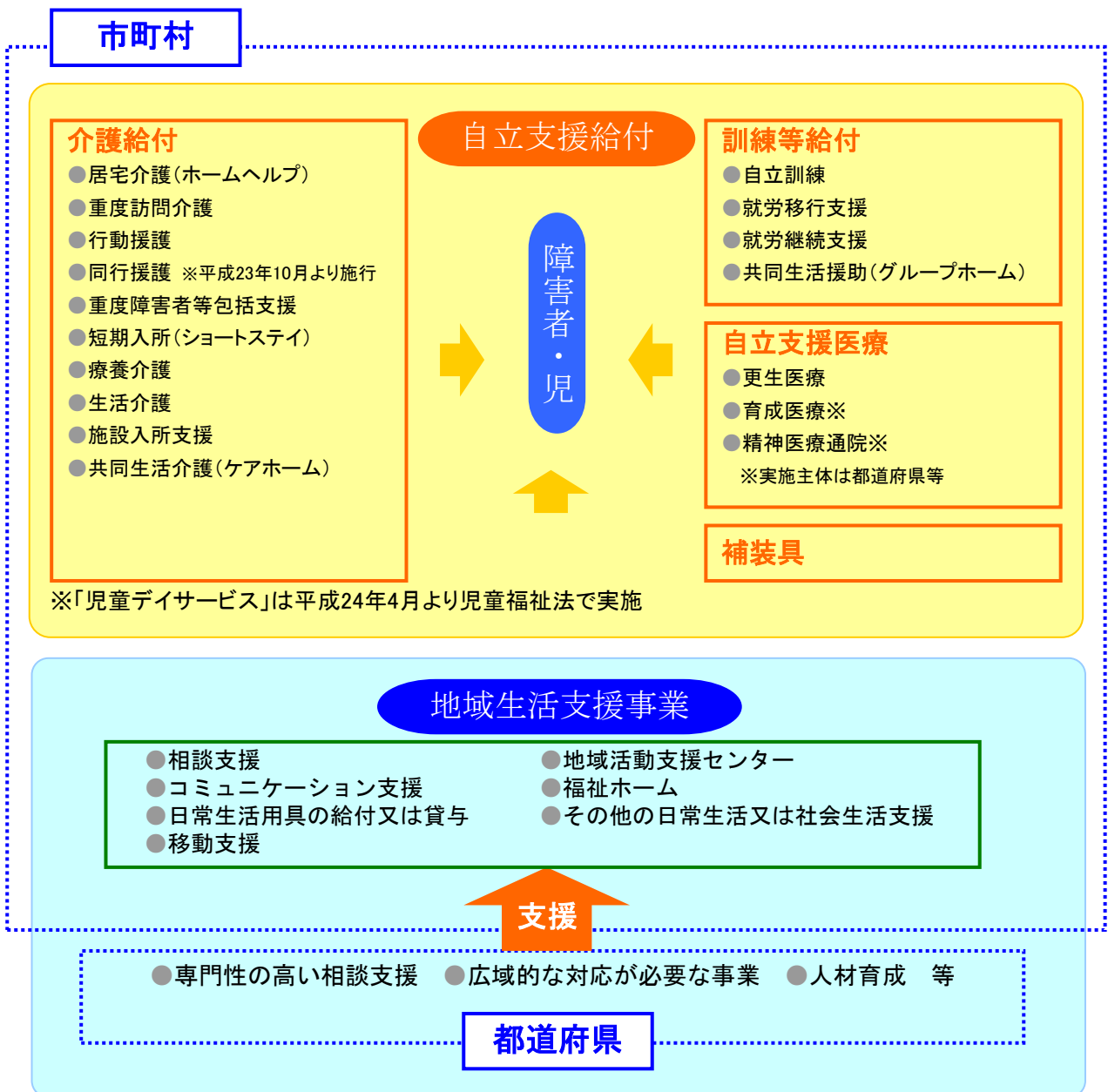
また策定にあたっては、「障害者自立支援法」及び「整備法」による法の改正を踏まえ、国が示す「基本方針」に即し、千葉県との連携、整合を図りながら、平成26年度を目標年度とした今後3年間の必要なサービスの見込量とその確保のための方策等について定め、数値目標を明らかにするものです。

2 自立支援システムの概要

障害者自立支援法に基づくサービス体系の全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されており、これらが相まって総合的に障害者の地域での自立した生活を支援しています。

自立支援給付は、利用者への個別給付で、介護給付費、訓練等給付費、自立支援医療費、補装具費、サービス利用計画作成費などが支給されます。地域生活支援事業は、市町村地域生活支援事業と都道府県地域生活支援事業で構成されており、市町村事業には、相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具給付、移動支援、地域活動支援センター事業という必須事業と、市町村の裁量によりすることができる選択事業とがあります。

【障害者自立支援法によるサービス体系の全体像】



障害者に対する福祉サービスは、居宅サービスと施設サービスに分かれていましたが、障害者自立支援法の施行により、介護給付と訓練等給付に分かれました。施設・事業においては、障害種別に分かれていた体系から療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）及び地域活動支援センターの6つの日中活動と施設入所等の夜間の居住支援に再編されています。

【障害福祉サービスの体系】

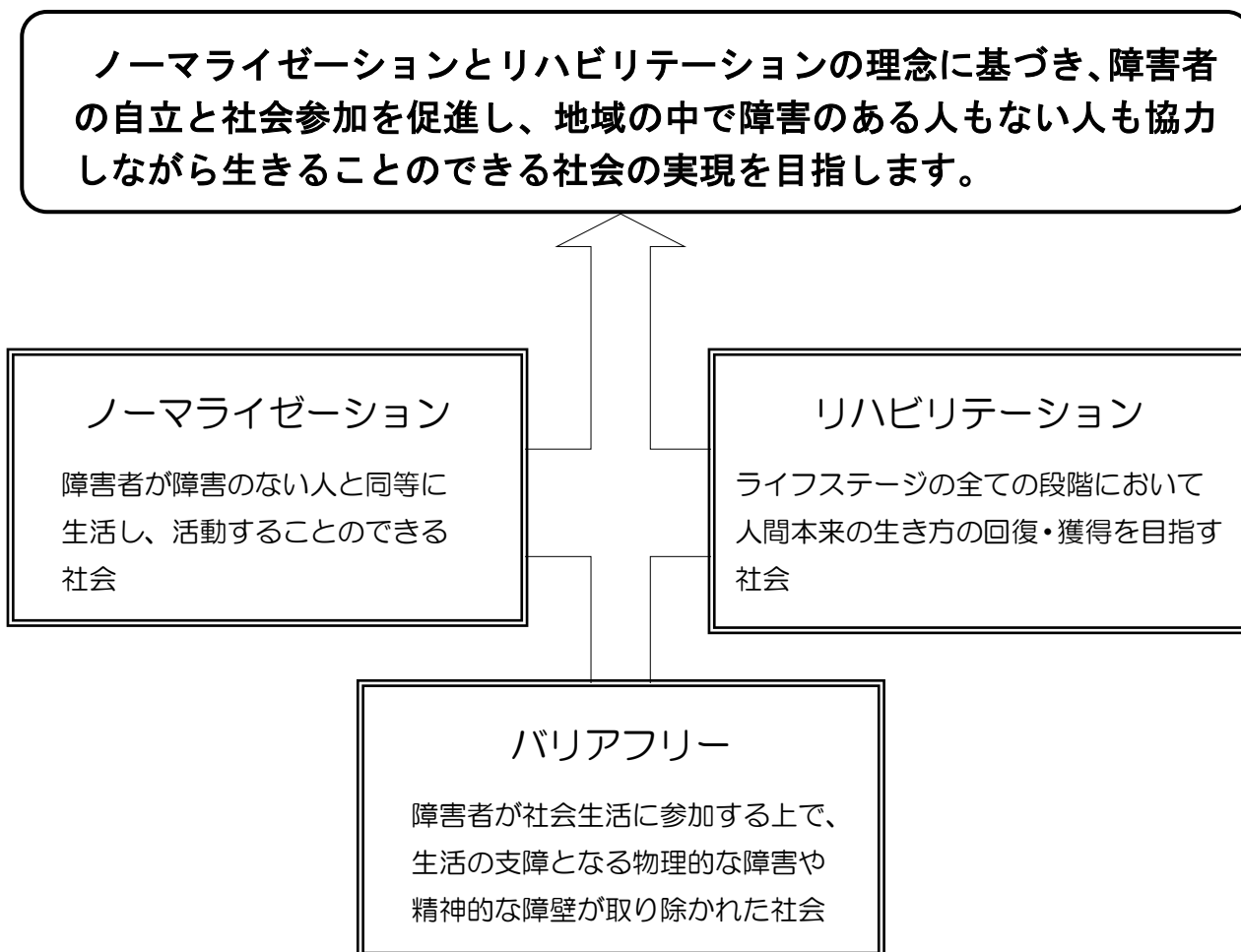
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	同行援護 ※平成23年10月より施行	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	共同生活介護(ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援(A型=雇用型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
支援事業	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います

※「児童デイサービス」は平成24年4月より児童福祉法で実施

4 計画策定の基本的事項

(1) 基本理念

本計画の基本理念は、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念に基づき、以下のとおりとします。



(2) サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービスや地域生活支援事業等の基盤整備にあたっては、障害福祉計画の基本的理念を踏まえて、下記の点に配慮して数値目標を設定し、計画的な整備を行うこととします。

1 必要な訪問系サービスを確保

精神障害者などに対する訪問系サービスの充実を図り、必要な訪問系サービスを確保します。

2 希望する障害者に日中活動系サービスを提供

小規模作業所利用者の法定サービスへの移行等を推進することにより、希望する障害者に適切な日中活動サービスを提供します。

3 グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

4 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における就労に向けた作業訓練等の拡大など就労支援を強化します。

また、職業訓練や職場体験など一般就労への契機となる場や機会の提供を図り、障害者の就労促進を目指します。

さらに、事業主や職場に対して障害や障害者雇用に関する理解を求め、職場での就労環境と定着率の向上を図ります。

5 地域における障害福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制の構築

障害福祉サービスや地域生活支援事業等の適切な利用を支えるため、相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、虐待防止を含めた相談支援事業を効果的に実施するため、地域自立支援協議会を活用し、ネットワークの構築を図ります。

さらに、地域自立支援協議会を活用し、各種障害者施策の実施に際し、民意の反映、協力体制の構築などによる、効果的・効率的な事業実施を目指します。

6 近隣圏域との連携

障害福祉サービスや地域生活支援事業等のサービス提供体制を確保するため、県や近隣市町など近隣圏域との連携を強化し、サービス提供ネットワークの構築を図ります。

5 計画の期間

障害福祉計画の期間については、平成26年度を目標年度とし、第1期（平成18年度～平成20年度）及び第2期（平成21年度～平成23年度）の実績を踏まえ、平成24年度～平成26年度までの3年間の計画期間とするものです。

【計画期間】

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害福祉計画（1期）								
			障害福祉計画（2期）					
						障害福祉計画（3期）		

6 計画達成状況の点検及び評価

本計画を計画的に推進するため、サービス見込量に対する実績や地域生活への移行及び就労移行の状況を把握するとともに、自立支援協議会とも連携をとりながら、近隣自治体との均衡を考慮のうえ、点検及び評価を行い、計画の推進体制や次期計画の見直しにつなげます。

第2章 障害者を取り巻く状況

1 障害者数の推移

【障害者数の状況】

町における平成23年3月31日現在の年齢別障害種別の障害者数をみると、身体障害者が1,333人、知的障害者が310人、精神障害者が470人となっています。

◆障害者の状況

(単位：人)

	18歳未満	18～64歳	65歳以上	総数
総人口	7,951	31,306	11,490	50,747
うち身体障害者	26		1,307	1,333
うち知的障害者	114		196	310
うち精神障害者				470
総計				2,113

※ 本計画で対象とする精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳所持者（180名）及び自立支援医療（精神通院）受給者数（470名）を併せた人数とします。（重複208名）

【身体障害者】

平成23年3月31日現在における身体障害の等級別では1級が441人、2級が252人、3級が211人、4級が295人となっています。

また、種類別の状況は、肢体不自由が734人、内部障害414人、視覚障害86人、聴覚障害80人の順となっています。

◆身体障害者手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）

(単位：人)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
18歳未満	41	41	43	25	26
18歳以上	1,368	1,430	1,531	1,286	1,307
総数	1,409	1,471	1,574	1,311	1,333

◆等級別障害者数の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

等級	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
1級	430	451	491	444	441
2級	254	258	276	234	252
3級	231	243	262	203	211
4級	252	270	294	287	295
5級	130	133	132	83	66
6級	112	116	119	60	68
合計	1,409	1,471	1,574	1,311	1,333

◆種類別障害者数の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総数	1,409	1,471	1,574	1,311	1,333
視覚障害	90	93	98	90	86
聴覚障害・ 平衡機能障害	108	112	121	70	80
音声・言語・そしゃ く機能障害	37	38	40	18	19
肢体不自由	843	878	938	741	734
内部障害	331	350	377	392	414

【知的障害者】

平成23年3月31日現在における知的障害の程度別の状況は、軽度が97人、中度が82人、重度が131人となっています。

また、年齢別については、18歳未満が114人、18歳以上が196人となっています。

◆療育手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）

(単位：人)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
18歳未満	78	77	93	105	114
18歳以上	179	186	190	194	196
総 数	257	263	283	299	310

◆障害程度別障害者数の推移（各年3月31日現在）

(単位：人)

等 級	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
軽度	67	71	73	91	97
中度	67	68	81	78	82
重度	123	124	129	130	131
合 計	257	263	283	299	310

【精神障害者】

平成23年3月31日現在における精神障害者保健福祉手帳所持者は、180人となっています。
 また、平成23年3月31日現在における自立支援医療制度（精神通院）の利用者数は、470人となっています。

◆等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年3月31日現在）

（単位：人）

	1級	2級	3級	合計
平成19年	32	87	24	143
平成20年	31	87	22	140
平成21年	27	99	22	148
平成22年	31	104	32	167
平成23年	30	114	36	180

◆自立支援医療制度（精神通院）受給者数（各年3月31日現在）

（単位：人）

	公的負担を受けている通院患者
平成19年	384
平成20年	373
平成21年	386
平成22年	411
平成23年	470

第3章 サービスの実績と見込み

1 平成26年度の移行目標値

第3期障害福祉計画では、必要な障害福祉サービスの量を見込むに当たり、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に関し、第1期、第2期から引き続き、平成26年度を目標年度として、数値目標を設定することとされています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現行体系で福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用してグループホーム・ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、平成26年度末における地域生活に移行する人数目標を設定します。

【国の基本方針】

- *平成26年度末までに、第1期障害福祉計画の作成時点(平成18年度)の福祉施設の入所者の3割以上を地域生活に移行
- *平成26年度末時点の施設入所者数を第1期障害福祉計画の作成時点(平成18年度)の施設入所者数から10%以上削減

【町の目標値】

項目	数値	考え方
施設入所者数 (A)	43人	平成17年10月1日現在の施設入所者数
【目標値】 地域生活への移行想定数 (B)	13人 30.2%	(A)のうち、平成26年度末までに地域生活へ移行する者の目標数と平成17年度施設入所者数に対する割合

【数値目標の考え方】

国の基本方針に基づき、平成17年10月現在の入所者43人のうち13人(30.2%)が、平成26年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の人数目標を設定します。

【国の基本方針】

- * 第1期障害福祉計画の作成時点(平成18年度)の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。
- * 平成26年度までに、平成26年度末利用者の2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを旨とする。

【町の目標値】

項目	数値	考え方
第1期障害福祉計画の作成時点(平成18年度)の年間一般就労者数	1人	平成17年度において、福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 年間の一般就労者数	4人 一般就労移行目標: 現在の4倍	平成26年度において、福祉施設を退所し、一般就労する者の数

項目	数値	考え方
平成26年度末時点の福祉施設利用者数	85人	平成26年度末の数 * 居住系サービス利用者の合計数
【目標値】 就労移行支援事業の利用者数	14人 就労移行支援利用者率: 16.4%	平成26年度において就労移行支援事業を利用する者の数 なお、就労移行支援利用者率は、上記の福祉施設利用者数に対する平成26年度就労移行支援事業利用者数の割合で、参考値として示す。

【数値目標の考え方】

国の基本方針では「第1期障害福祉計画の基準時点(平成17年度)の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい」とされており、本町では、平成17年度実績の4倍である4人が平成26年度中に一般就労することを目標とします。

また、「平成26年度までに、平成26年度末利用者の2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを旨とする」としており、本町では福祉施設の利用者85人の約2割にあたる14人が就労移行支援事業へ移行することを目標とします。

2 各サービスの実績と見込量及びその確保方策

ここでは、障害福祉サービスを「訪問系」、「日中活動系」、「居住系」、「相談支援」の4つに分類して、それぞれの障害福祉サービスでの計画値と実績値の比較、平成24年度から平成26年度までの見込量を示します。

訪問系：在宅で受けることができるサービスや介護者支援など

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

日中活動系：日中の活動の場を提供するサービス

生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、療養介護、短期入所

居住系：住まいの場を提供するサービス

施設入所支援、共同生活介護、共同生活援助

相談支援：計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

※ 「児童デイサービス」は平成24年4月より児童福祉法で実施

(1) 訪問系サービス

【現状と課題】

障害者自立支援法の施行により、身体・知的・精神の3障害について共通の基盤のもとで一元的にサービスを提供しています。障害者の在宅生活を支える上で欠かすことのできない居宅介護等のサービス利用の需要は、制度の充実とともに今後さらに増加していくことが予測されます。

障害者の在宅生活を支える訪問系サービスの利用に対し、適切な支援内容とサービスの必要量を確保することが課題となります。また、サービスの質の向上も求められています。

【計画値と実績値】

訪問系サービスの第2期計画値では、実利用者数、一人あたりの利用時間ともに少なく見込みすぎていたため、計画値と実績値の比較では、実績値は計画値を大きく上回る結果となりました。

【見込量】

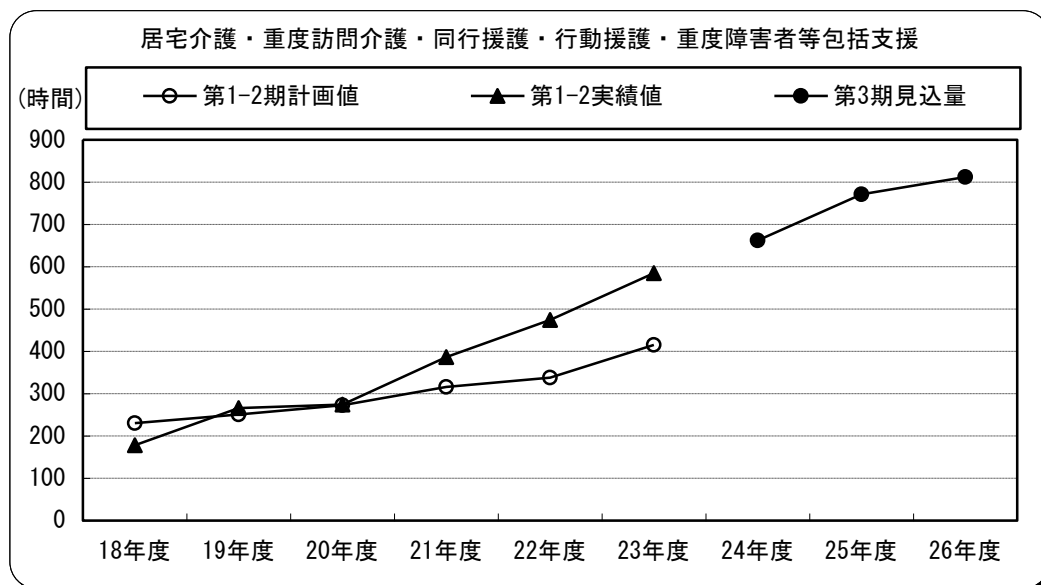
訪問系サービスの見込量は、第2期計画期間での実績を踏まえ、また障害者数の伸びに加え、入院している精神障害者のうち退院して地域生活に移行する人を勘案して算出しました。

その結果、平成26年度に向けて利用時間数、実利用者数ともに増加が見込まれます。

◆訪問系サービス

	単位	第1期計画値			第2期計画値			第1期実績値			第2期実績値			第3期見込量		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
居宅介護	時間/月				204	216	254	140	209	186	267	328	376	372	409	450
重度訪問介護					43	46	49	38	35	39	68	54	61	73	91	91
同行援護					-	-	30				-	-	24	40	50	50
行動援護					69	76	82	0	22	49	51	92	124	177	221	221
重度障害者等包括支援					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		230	251	273	316	338	415	178	266	274	386	474	585	662	771	812

	単位	第1期計画値			第2期計画値			第1期実績値			第2期実績値			第3期見込量		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
居宅介護	人/月				17	18	19	11	19	16	21	22	22	30	33	36
重度訪問介護					2	2	2	2	2	2	4	3	3	4	5	5
同行援護					-	-	3				-	-	2	4	5	5
行動援護					3	3	3	0	1	2	2	3	3	4	5	5
重度障害者等包括支援					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		35	37	40	22	23	27	13	22	20	27	28	30	42	48	51



【見込量の確保方策】

- 今後のサービス利用の増加に対応できるように事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入の促進に努めます。
- 十分なサービス量の確保とともに、サービスの質の向上を図るため、サービス提供の担い手となる事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行います。
- 必要なサービスが適切に利用できるよう、相談支援体制の充実に努めるとともに、関係機関との情報交換や連絡調整を図ります。

(2) 日中活動系サービスの充実

<現状と課題>

これまで提供されてきた通所・入所施設サービスは、平成18年10月から5年間の経過措置期間内に、障害者自立支援法に基づく新体系サービスへ移行していくこととなっており、町内居住の障害者が利用している施設においても既に新体系サービスへ移行している施設も出始めています。新体系サービスでは、入所施設については、日中活動系サービスと夜間の居住部分のサービスに分けて、サービスを提供することとなっています。日中活動系サービスとは、新体系サービスに移行した通所・入所施設等の昼間の活動部分を支えるサービスを指しています。

【計画値と実績値】

日中活動系サービスの第2期計画値と実績値の比較では、ほとんどのサービスで実績値は計画値を下回っていますが、生活介護と児童デイサービスでは、実績値が計画値を上回っています。第2期計画値では、旧体系での施設が新体系への移行に伴い、生活介護や就労移行支援、就労継続支援(B型)等が伸びることを勘案して算出しておりますが、想定した伸び率とは相違した結果となっております。

【見込量】

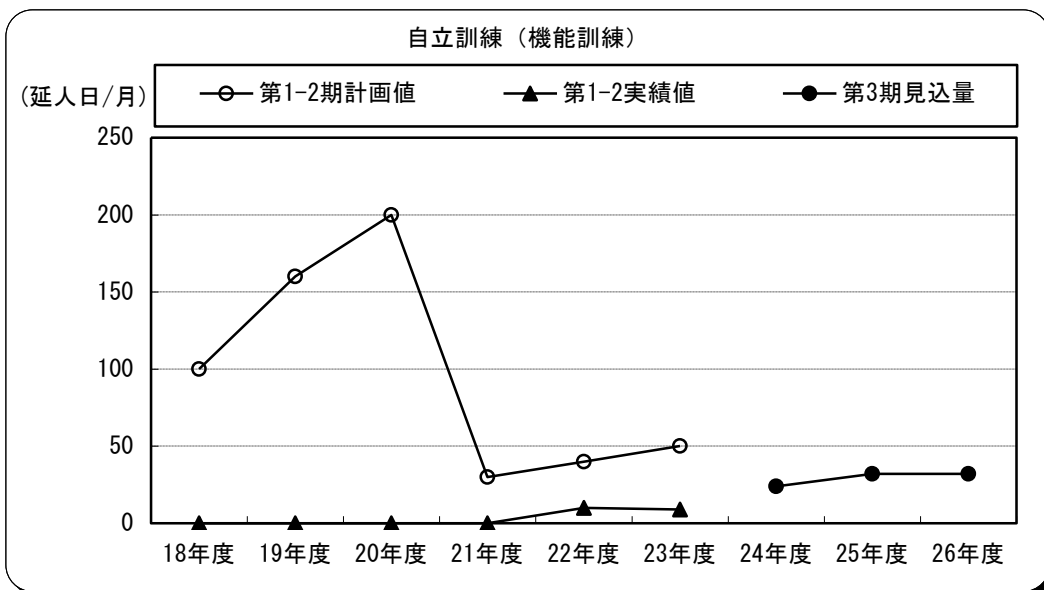
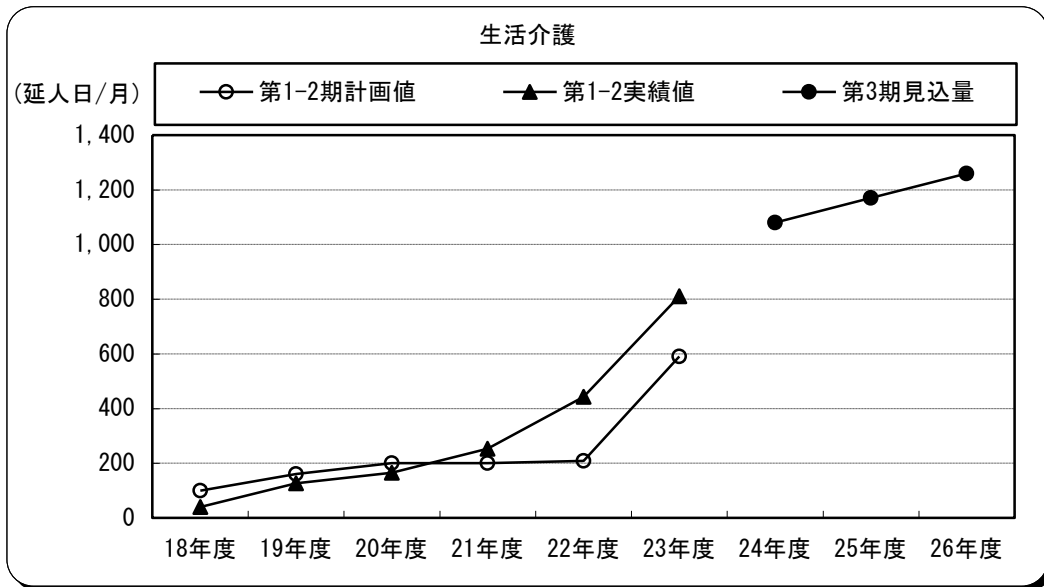
日中活動系サービスの今後の見込量は、障害者数や地域生活者の伸びに加え、平成23年度末までに旧体系での施設が新体系へ移行をすることにより、平成24年度以降についても、生活介護や就労移行支援、就労継続支援(B型)等が伸びることを勘案して算出しました。

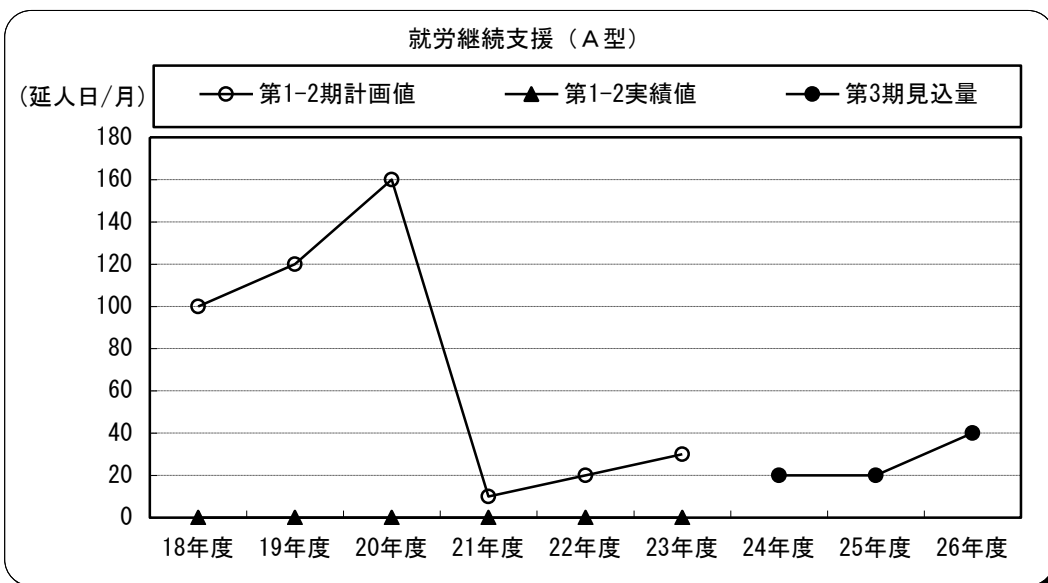
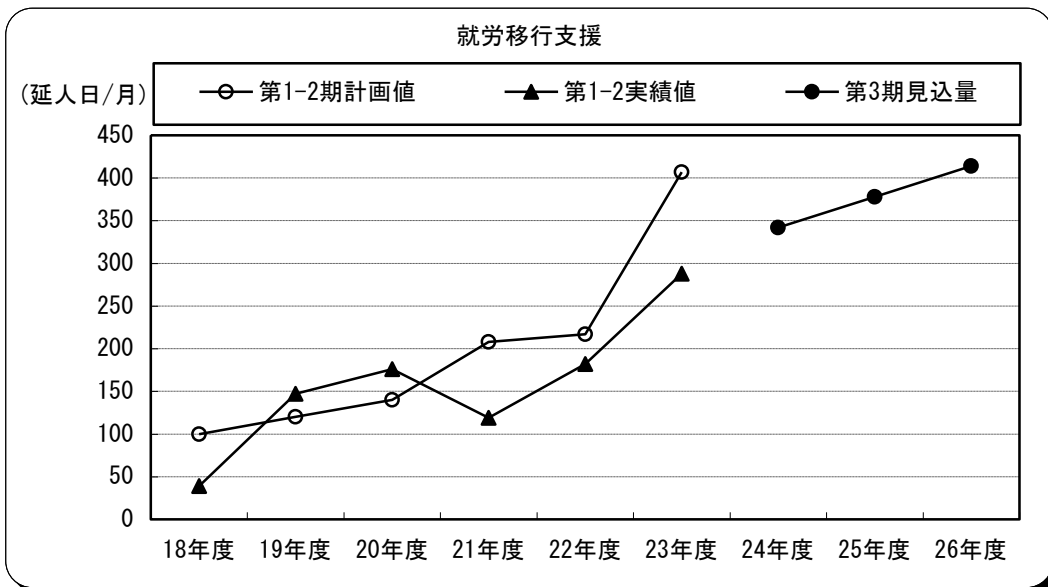
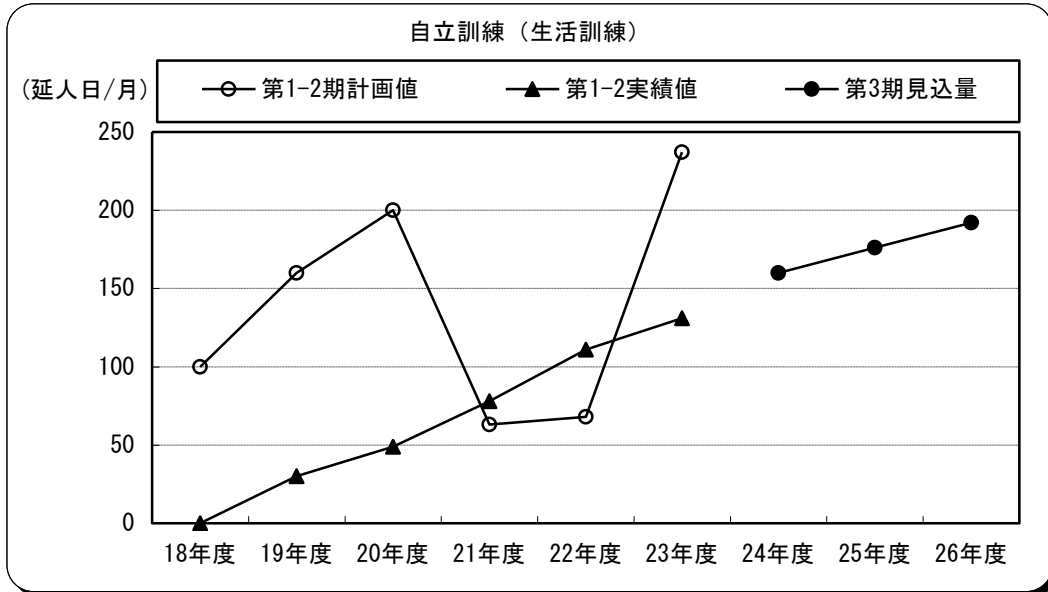
◆日中活動系サービス

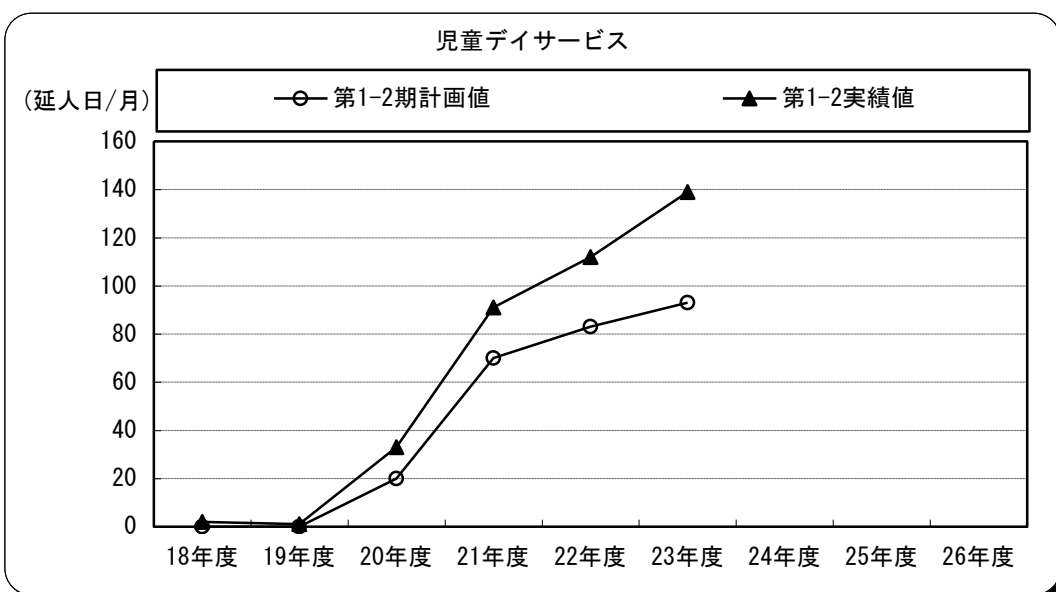
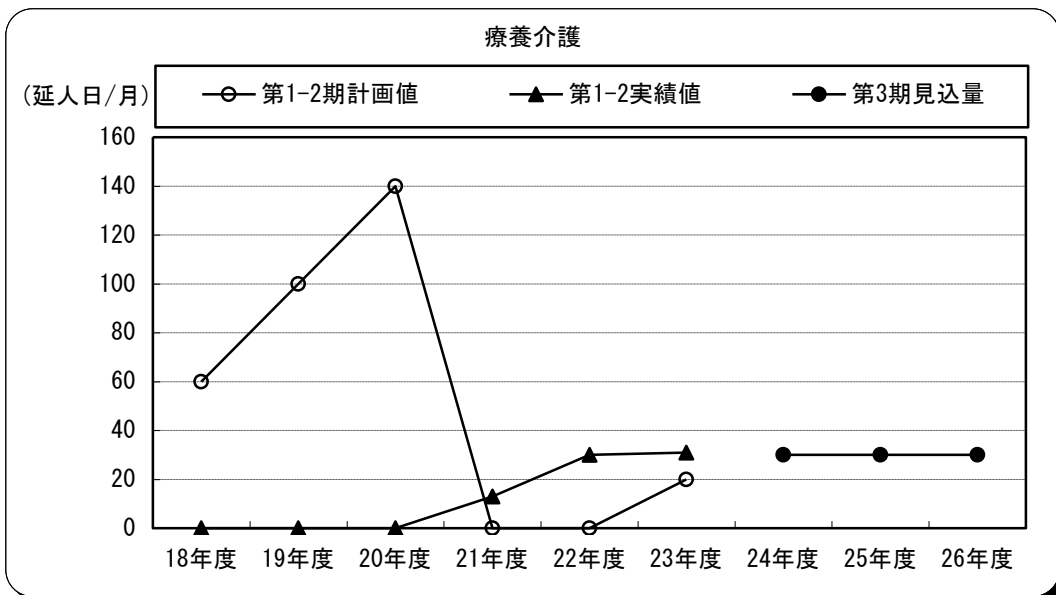
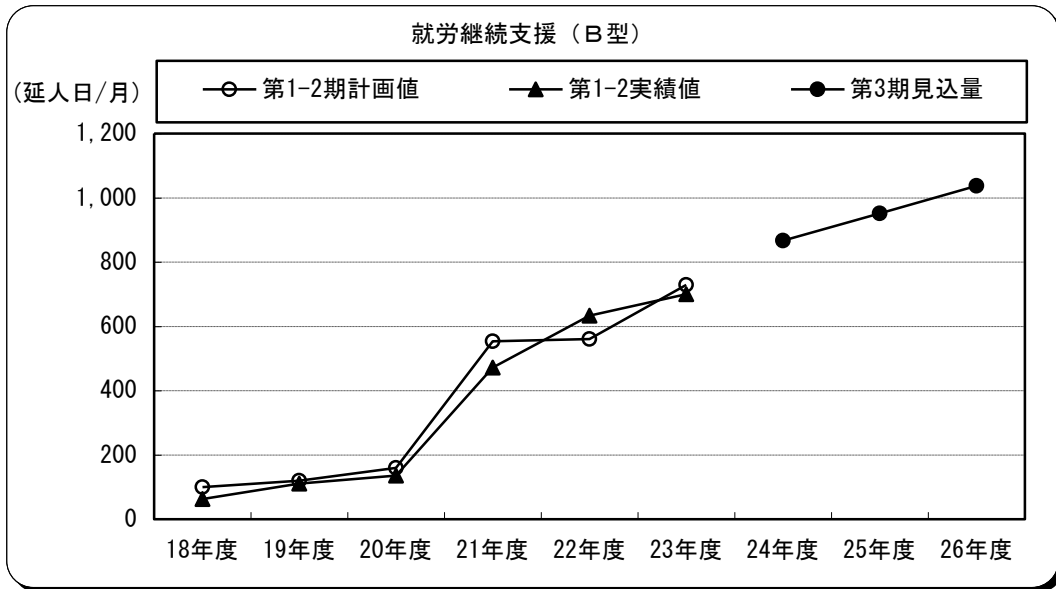
	単位	第1期計画値			第2期計画値			第1期実績値			第2期実績値			第3期見込量		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
生活介護	延人日 /月	100	160	200	200	209	591	40	126	165	253	443	811	1,080	1,170	1,260
自立訓練(機能訓練)		100	160	200	30	40	50	0	0	0	0	10	9	24	32	32
自立訓練(生活訓練)		100	160	200	63	68	237	0	30	49	78	111	131	160	176	192
就労移行支援		100	120	140	208	217	407	39	147	176	119	182	288	342	378	414
就労継続支援(A型)		100	120	160	10	20	30	0	0	0	0	0	0	20	20	40
就労継続支援(B型)		100	120	160	554	561	729	63	111	136	472	633	700	867	952	1,037
療養介護		60	100	140	0	0	20	0	0	0	13	30	31	30	30	30
児童デイサービス		0	0	20	70	83	93	2	1	33	91	112	139	-	-	-
短期入所		540	560	600	129	139	148	129	139	148	97	126	127	176	187	209

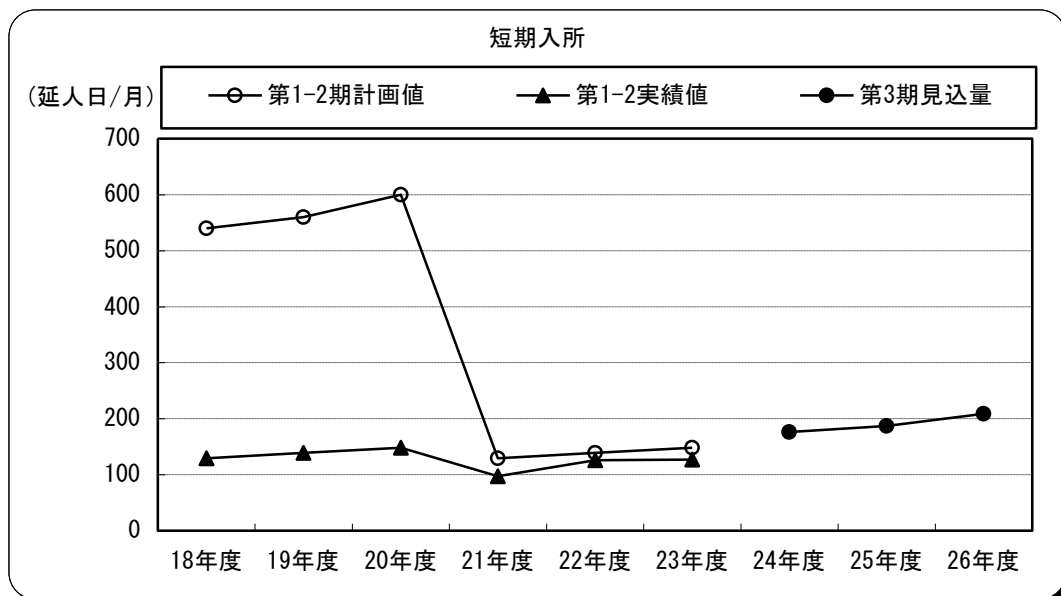
	単位	第1期計画値			第2期計画値			第1期実績値			第2期実績値			第3期見込量		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
生活介護	人/月	5	8	10	15	16	45	1	9	12	18	27	43	60	65	70
自立訓練(機能訓練)		5	8	10	2	2	3	0	0	0	0	1	1	3	4	4
自立訓練(生活訓練)		5	8	10	4	4	14	0	2	3	5	11	17	20	22	34
就労移行支援		5	6	7	14	15	27	3	9	12	8	10	16	19	21	23
就労継続支援(A型)		5	6	8	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	2
就労継続支援(B型)		5	6	8	35	35	46	3	7	9	31	42	42	51	56	61
療養介護		3	5	7	0	0	2	0	0	0	1	1	1	3	3	3
児童デイサービス		0	0	1	9	10	10	2	1	6	12	12	15	-	-	-
短期入所		27	28	30	11	11	12	5	7	9	9	11	12	16	17	19

※ 「児童デイサービス」は平成24年4月より児童福祉法で実施









<見込量の確保方策>

- 知的障害児等の日中の受け皿の整備を図る観点から、地域生活支援事業の日中一時支援事業との連携を図ります。
- 必要とされるサービスニーズに的確に対応できるよう、障害福祉圏域として周辺市町村等を含めた広域の中で事業者の確保を図るとともに、既存事業所の定員の拡大や新たな事業者の参入を促進します。
- 事業者の意向や移行時期等の情報収集に努めるとともに、広く情報提供を行いながら、福祉施設の新体系サービスへの円滑な移行を支援していきます。
- 千葉県障害者職業センターや福祉施設、労働や教育等関係機関など、就労支援に係る機関・団体等が連携した総合的な支援体制の確立を図り、就労先の開拓や離職者の再チャレンジ支援などを含めた就労支援策の充実に努めます。

(3) 居住系サービス

【現状と課題】

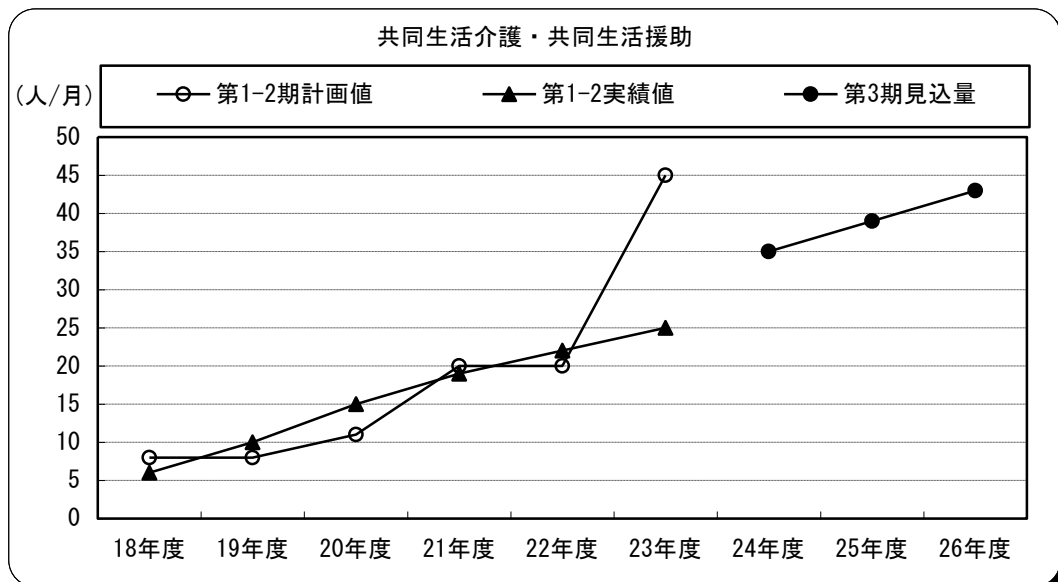
居住系サービスの第2期計画値と実績値の比較では、ほぼ計画値どおりの推移を示していますが、平成23年度では実績値は計画値を下回っています。これは、旧体系の施設から新体系への移行が見込みより少なかったためと考えられます。

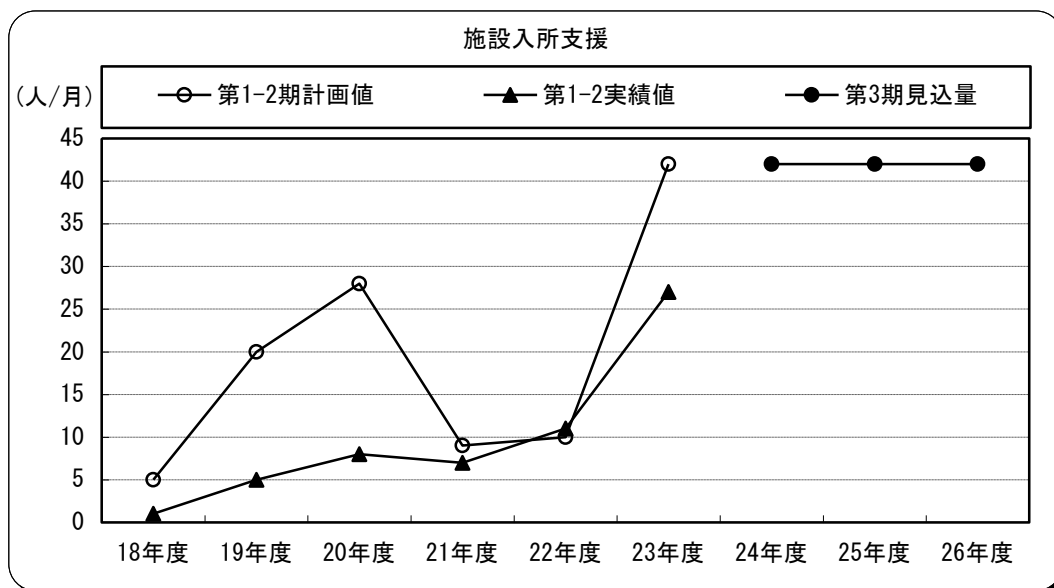
【計画値と実績値】

居住系サービスの今後の見込量では、地域生活者の増加とともに、旧体系の施設が新体系へ移行するに伴う新体系としての施設入所支援の増加に加え、退院可能な精神障害者の地域生活移行や居住の場としての共同生活介護、共同生活援助の利用者数が伸びるものと見込みました。

◆居住系サービス

	単位	第1期計画値			第2期計画値			第1期実績値			第2期実績値			第3期見込量		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
共同生活介護	人/月	8	8	11	14	14	25	2	4	10	14	15	19	25	27	29
共同生活援助		6	6	20	6	6	20	4	6	5	5	7	6	10	12	14
施設入所支援		5	20	28	9	10	42	1	5	8	7	11	27	42	42	42





<見込量の確保方策>

- 障害の程度に応じて援助を受けながら地域で生活できるグループホーム、ケアホームなどの整備を推進するために、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行います。
- 施設入所者などが安心してグループホームやケアホームに移行できるよう、関係機関が連携をとりながら、連絡調整や相談に応じることのできる体制を整備します。
- 公的住宅の有効活用を図るとともに、相談支援事業の中できめ細やかな対応を行うなど、民間一般住宅等へ入居するための支援策を講じます。
- 入所施設支援を必要とする障害者に対し、的確にサービス提供できるよう、広域的な対応の中で提供事業者の確保に取り組みます。

(4) 相談支援

【現状と課題】

第2期までの計画相談支援は、入所・入院から地域生活へ移行するため一定期間集中的な支援を必要とする方や、単身生活者又は家族が要介護状態であるため等同居していても適切な支援が得られない方で、自ら福祉サービスの利用に関する調整を行うことが困難である方等に、利用対象者が限定されてきました。

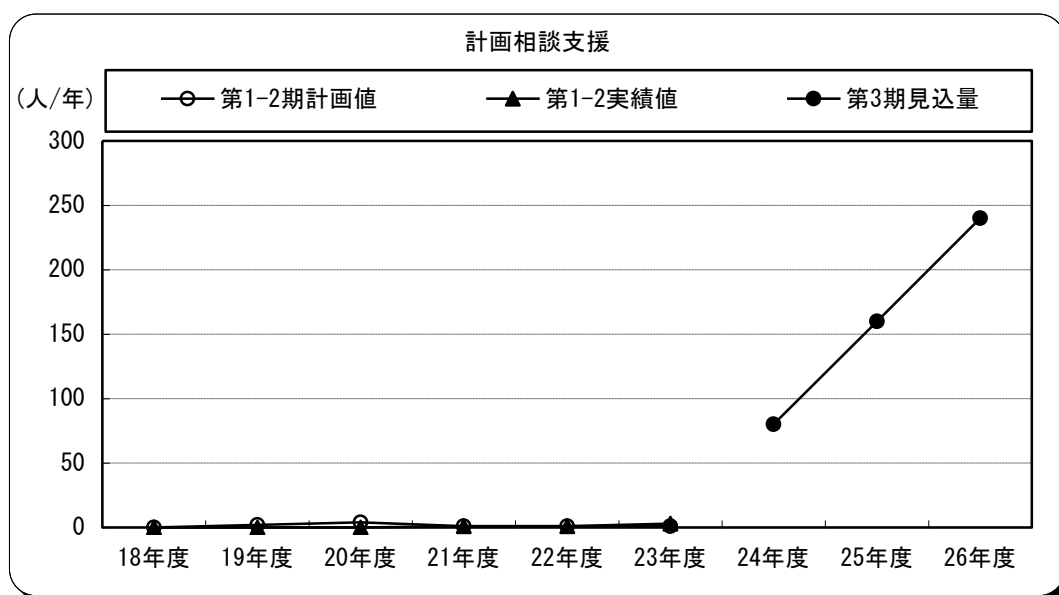
平成24年度からは、対象者が全ての障害福祉サービス利用者に広がり、平成26年度を目途に全員のサービス利用計画作成が必要となりました。

【計画値と実績値】

計画相談支援は、第2期までは指定相談支援として計画値を設定しており、対象者が限られ利用者がいない状況でしたが、平成24年度からは、相談支援のあり方が変わることから利用者の増加が見込まれます。

◆相談支援（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）

	単位	第1期計画値			第2期計画値			第1期実績値			第2期実績値			第3期見込量		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	人/年	0	2	4	1	1	1	0	0	0	1	1	3	80	160	240
地域移行支援		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	4
地域定着支援		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	4



3 地域生活支援事業

障害者自立支援法では、障害者の地域での生活をより効果的に支援するために、地域の実情に応じて市町村が実施する地域生活支援事業を位置づけています。この事業は、障害者の能力や適性に応じて自立した生活を過ごせるよう、身近できめ細やかな支援を行う事業で、様々なメニューが用意されています。

障害者本人や家族等からの福祉や地域生活等に関する各般の相談に応じ、指導・助言、情報提供などを行う相談支援、意思疎通に障害がある者のコミュニケーション支援、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出に対する移動支援、日中活動の場となる地域活動支援センターの運営、日中施設において一時預かり見守り等を行う日中一時支援など、日常生活上必要な支援と障害福祉サービスとの組み合わせにより、利用者のニーズに対応できる支援策を組み立てることが可能となります。

相談支援事業：障害者のサービス利用や地域生活に伴う相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行う。

相談支援事業、市町村相談支援機能強化事業 等

成年後見制度利用支援事業：知的障害のある人、または精神障害のある人に対して成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害のある人の権利擁護を図ることを目的とします。

コミュニケーション支援事業：手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者との意思疎通を仲介する。

手話通訳者派遣事業、手話通訳設置事業 等

日常生活用具給付等事業：自立生活支援用具等の給付または貸与を行う。

介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具 等

移動支援事業：外出のための支援を行う。

地域活動支援センター：創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る。

基礎的事業、機能強化事業（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型）

市町村任意事業：上記以外のサービス

訪問入浴事業、更生訓練費給付事業、日中一時支援事業、知的障害者職親委託事業、自動車運転免許取得・改造助成事業 等

(1) 計画値と実績値

第2期計画値と実績値の比較では、手話通訳者派遣事業や日常生活用具給付等事業などで計画値を上回る伸びを示しています。

事業名	単位	計画値			実績値		
		21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	23年度
相談支援事業							
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	2
地域自立支援協議会	有無	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実人/年	—	—	—	—	—	—
コミュニケーション支援事業							
手話通訳者派遣事業	件/年	25	28	30	193	194	201
要約筆記者派遣事業	件/年	4	5	5	2	3	3
手話通訳設置事業	実設置者数/月	1	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	1	1	1	3	5	0
自立生活支援用具	件/年	7	8	9	2	10	0
在宅療養等支援用具	件/年	6	7	8	12	3	6
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	1	1	1	12	3
排泄管理支援用具	件/年	80	85	90	102	708	758
居宅生活動作補助用具	件/年	1	1	1	0	0	0
移動支援事業	実人/年	15	18	20	15	17	17
	時間/年	1,500	1,800	2,000	1,653	1,121	762
地域活動支援センター事業（Ⅰ型）	か所	2	2	2	1	1	1
	実人/年	95	100	105	135	138	128
地域活動支援センター事業（Ⅱ型）	か所	—	—	—	—	—	—
	実人/年	—	—	—	—	—	—
地域活動支援センター事業（Ⅲ型）	か所	1	1	1	1	1	1
	実人/年	15	15	15	15	15	15
日中一時支援事業	か所	17	17	17	9	8	8
	実人/年	18	21	24	17	16	28
訪問入浴サービス事業	実人/年	4	4	5	3	2	1
知的障害者職親委託事業	か所	1	1	1	3	3	2
	実人/年	1	1	1	3	1	1
自動車運転免許取得・改造助成事業	実人/年	2	2	2	0	2	3

(2) 見込量

第1期及び第2期にかけての実績値をもとに、今後の地域生活支援事業の必要性の高まりなども考慮して、それぞれの事業に関して平成24年度以降の見込みを立てました。

特に、日常生活を支援するためのコミュニケーション支援事業や日常生活用具給付等事業、訪問入浴サービス事業などとともに、日中活動支援へのニーズの高まりから相談支援事業や移動支援事業などの整備の拡充を図ります。

事業名	単位	実績値			見込量		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
相談支援事業							
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	2
地域自立支援協議会	有無	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実人/年	—	—	—	1	1	1
コミュニケーション支援事業							
手話通訳者派遣事業	件/年	193	194	201	200	200	200
要約筆記者派遣事業	件/年	2	3	3	3	3	3
手話通訳設置事業	実設置者数/月	1	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	3	5	0	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	2	10	0	7	8	9
在宅療養等支援用具	件/年	12	3	6	6	7	8
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	12	3	1	1	1
排泄管理支援用具	件/年	102	708	758	770	800	800
居宅生活動作補助用具	件/年	0	0	0	1	1	1
移動支援事業	実人/年	15	17	17	18	18	18
	時間/年	1,653	1,121	762	800	800	800
地域活動支援センター事業（Ⅰ型）	か所	1	1	1	1	1	1
	実人/年	135	138	128	135	135	135
地域活動支援センター事業（Ⅱ型）	か所	—	—	—	—	—	—
	実人/年	—	—	—	—	—	—
地域活動支援センター事業（Ⅲ型）	か所	1	1	1	1	1	1
	実人/年	15	15	15	15	15	15
日中一時支援事業	か所	9	8	8	9	9	9
	実人/年	17	16	28	30	30	30
訪問入浴サービス事業	実人/年	3	2	1	3	3	3
知的障害者職親委託事業	か所	3	3	2	2	2	2
	実人/年	3	1	1	2	2	2
自動車運転免許取得・改造助成事業	実人/年	0	2	3	2	2	2

4 見込量の確保のための方策

(1) 相談支援事業

3 障害共通の相談窓口の設置に向けて準備を進めます。

また、地域自立支援協議会の関係機関と密に連携を図り、相談支援ネットワークの拡大に努めます。

(2) 成年後見制度利用支援事業

障がいのある人でサービスの利用手続きや個人の財産管理が難しい人などに、成年後見制度を利用して適切に管理できるよう関係機関と連携を図りながら支援していきます。

(3) コミュニケーション支援事業

県や社会福祉協議会、関係団体等と連携し、手話通訳者や要約筆記者等のコミュニケーション支援の担い手の養成、確保を図るとともに、県事業である要約筆記者派遣事業の実施体制については、広域的な実施も検討します。

(4) 日常生活用具給付等事業

障害者の日常生活の便宜を図ることを目的として、必要とする方に、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するものです。

日常生活用具給付の決定、給付品目の選定にあたっては、実情に合わせて適正な運用を図ります。

(5) 移動支援事業

移動支援事業は平成18年10月から事業を開始しており、今後も社会生活上不可欠な外出を円滑に行い、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。

(6) 地域活動支援センター事業

現在事業を実施している地域活動支援センターの安定的運営を図るため、引き続き支援を行うとともに、地域活動支援センターへと移行を希望する事業者に対して移行支援を行います。

また、3 障害に対応できるよう、社会福祉協議会や民間事業者に働きかけて、事業の受け皿の確保を図ります。

(7) その他の地域生活支援事業

関係機関等と連携し、障害者のニーズの把握に努め、日常生活に必要なサービスを適正に、また、継続的に提供してけるよう、体制づくりを進めます。

○日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び介護者の一時的な休息を図ります。

○訪問入浴サービス事業

訪問により、居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

○更生訓練費給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び障害者自立支援法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設(身体障害者療護施設を除く)に入所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

○知的障害者職親委託事業

知的障害者の自立を図るため、一定期間、農業、水産加工業、製造業等の事業経営者等のもとで就業し、生活指導及び技能習得等の訓練を行い、就職に必要な技能を身につけます。

○自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する軽費の一部を助成し、障害者の社会参加を促進します。

大網白里町障害福祉計画（第3期）

発行年：平成24年3月

発行：大網白里町社会福祉児童課

〒299-3292

山武郡大網白里町大網115番地の2

TEL 0475-70-0330

FAX 0475-72-8454

URL <http://www.town.oamishirasato.chiba.jp/>
